

令和3年度
授業料免除等申請のしおり
新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生向け

I 概要

埼玉大学では、2021年度前期中に高等教育の修学支援新制度による授業料減免もしくは埼玉大学の授業料免除の適用を受けておらず、新型コロナウイルス感染症の影響により家計状況が悪化し授業料等の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生に対して、**審査を行った上で**授業料等免除を行います。つきましては、該当する方で希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

1. 申請資格：①・②・③・④・⑤の条件すべてを満たすこと

- ① 2021年度前期中に高等教育の修学支援新制度による授業料減免、もしくは埼玉大学の授業料免除の適用を受けていない者（両制度において不許可となった者も含む）
- ② 以下の二つのいずれかに該当する場合
 - i. 新型コロナウイルス発生以降、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施した公的支援の受給証明書の提出できる者
 - ii. 世帯所得が新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的影響により昨年度または一昨年度の所得と比較し1/2以下となっていること（2021年5月～7月の3ヶ月分の給与等を1年換算し比較する）
- ③ 最短修業年限を超えていない者。
ただし、下記の i～iii いずれかに該当し、指導教員等の「推薦書」（様式10）がある場合は申請可能です。
 - i. 学部生
病気、留学等の特別な理由により留年又は最短修業年限を超えている者で、4年の学年別標準修得単位数を充たしている者
ただし、最短修業年限（4年）を超えた、最初の1年間までの者
 - ii. 大学院生（修士課程・博士前期課程・専門職学位）
最短修業年限（2年）を超えた、最初の1年間までの者
 - iii. 大学院生（博士後期課程）
最短修業年限（3年）を超えた、最初の2年間までの者
- ④ 国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・科目等履修生ではない者
- ⑤ 2021年度入学者以外については2020年度後期までの授業料を滞納していない者

2. 申請方法及び受付期間

申請できる授業料の免除等の期間は、2021年度授業料の前期のみ、もしくは前後期一括のどちらかです。「免除願・家計調書」でどちらかを選択してください。前後期一括で申請する者は、後期に改めて出願する必要はありません。なお、秋入学者の最終年次の学生は前期のみの申請しかできません。

「免除願・家計調書」（奨学支援係ホームページよりダウンロード（両面印刷推奨））、及び必要な証明書類等を添えた上で、以下の受付期間に申請してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、持参による申請は認めておりませんので、ご理解いただくようよろしくお願い申し上げます。

受付期間	2021年8月25（水）～8月31日（火） 最終日消印有効
受付方法	[郵送方法] 「レターパックライト」 ※郵便局コンビニ等で購入できます（370円のもの）。 [郵送先] 〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学 学務部 学生支援課奨学支援担当係 [電話番号] 048-858-3033 ※品名欄に朱書きで「授業料免除申請書 コロナ免除」と出願者の“学籍番号”を記入してください。

※申請の受理票を送付しますので、返信用封筒（定型郵便で送付できる長3サイズ）に返信先住所と学生氏名を記入し、同封してください。切手は張り付け不要です。

※受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けません。必ず期間中に申請してください。

○令和3年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）

令和3年度所得・課税証明書（内容が2020年1月～12月分）の発行は2021年1月1日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。

原則、提出して頂く所得・課税証明書は収入・所得金額・住民税の課税額等すべてが記載されている**全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）**をご提出ください。以下についてを確認ください。

- ① 住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。
- ② 昨年の収入がない方、昨年パートやアルバイト収入があった方で、証明書が発行されないもしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税申告が必要な可能性があります。市区町村の役所にて確認の上、申告を行ない証明書の発行を受けてください。
※ 発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。

3. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

やむを得ない事情等により、一部の書類を提出できなかった場合は、本学が指定した期限までに不備・不足書類の提出を認めています。

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性および審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出**期限を超過した場合**の申請者への措置については以下のとおりとします。

- 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- 指定された期限までに不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

※ ただし、上記の場合でも、指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に**学生支援課奨学支援担当係に相談**し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

4. 注意事項

- ① 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。**ただし、必ずしも免除になるとは限りません。**
- ② 免除結果の告知は、前期分9月、後期分12月に行う予定です。
免除となった場合、既に入学金・前期分授業料を納付済みの方へは免除結果に沿って返金をいたします。一括申請される方の後期分授業料は、免除申請をすることにより結果が告知されるまでの間徴収が猶予されますので、結果が告知されるまで授業料は納付しないでください。
また、結果が半額免除又は不許可だった場合、本学が指定した期日までに納付を完了しなければ「授業料未納者」となり、次期申請資格を失います。（前後期一括申請をしている者は、前期分が本学が指定した期日後に未納の場合、後期は審査されず「不許可」となります。）
- ③ 提出を求められた書類が、提出期限までに未提出または申請内容に虚偽があった場合は不許可になります。
- ④ 申請書類が事実と異なっていたことが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。

★ Web学生システムを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認を頂くか、モバイル等への転送設定をしておいて下さい。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておいてください(TEL:048-858-3033)。

Ⅱ 免除願・家計調書・の記入要領

「免除願・家計調書」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入し、別紙「必要書類一覧」に記載の該当する必要書類(証明書類等)を添えて提出してください。

1. 共通事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響受け、家計が急変した時点(2021/5～2021/7の間)での家庭状況を記入してください。

- ② 家計調書は、ボールペン等（消えるペンは不可）で丁寧に記入してください。もし、誤記入等してしまった場合は二本線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入して下さい。修正液等は使用しないでください。
- ③ ※印は該当する事項を○で囲んでください（該当がない場合は無を○で囲んで下さい）。
- ④ 申請理由欄は、授業料免除を必要とする理由を具体的かつ詳細に記入してください。

〔記入する理由等〕

家計支持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減、解雇、事業継続困難等になった時期、状況など

- ⑤ 記入する家族は同一生計の家計支持者（原則父母）と就学者・未就学児の兄弟です。
- ⑥ 「本人の収入」の奨学金関係欄には、2021年4月から2022年3月まで受給予定の奨学金をもれなく記入してください。
- ⑦ [本人の収入]のアルバイト欄には、**2021年5月から7月に受け取った額を4倍**して記入してください（既に辞めているアルバイト等も含まれます）。なお、**本学でのTAやRA、ワークスタディ等もアルバイトに含まれます。**
- ⑧ 「本人の収入」の独立生計者・私費留学生のその他の収入欄には、**2020年の1年間の実績額と、2021年の見込み額（年金・母国からの仕送り・預金の取崩・その他の所得等の項目ごとに2021年5月から7月に受け取った額を4倍して額）を記入して下さい。**
- ⑨ 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。

2. 「就学者を除く家族」について

- ① 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
- ② 給与収入等、年金及びその他の所得欄については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者は**2021年5月から7月に受け取った額を4倍（1年分に換算）**した上で下記の区分により記入してください。新型コロナウイルス感染症の影響を受けず収入に変動がない者は2020年1～12月の収入を記入して下さい。独立生計者・私費留学生で配偶者等の同居人で収入等がある場合は同様に記入してください。
 なお、**半年毎に支給される給付金等で支払いが4月や9月等、2021年5月から7月に受給していなくても、確実に受け取れる給付金等は1年換算した上で計上してください。**
 - ・課税収入（所得）・非課税収入（所得）の区別はありません。
 - ・換算例：給与収入等1ヶ月毎に支給される性質のものは4倍
 - ・半年毎に支給される給付金等は2倍
 - ・その他給付金等により支給期間等に応じて適宜1年分に換算

区 分	所得の種類
給与収入等	俸給、給料、賃金、役員報酬、賞与及び専従者給与、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高年齢雇用継続給付金 等
年金	老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給 等
その他の所得	農業、商業、工業、林業、水産業所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工 等、雑所得（利子・配当、家賃・地代、内職収入、個人年金 等）

（注）給与収入は源泉徴収票等の支払金額（千円単位）、その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額（千円単位）を記入してください。

- ③ 複数の勤務先がある場合は、上記(2)に従い、区分して合計額を記入してください。

3. 「就学者」について

- ① 「就学者」欄は、本人以外の同一生計の家族で、就学者を記入してください。未就学児及び自宅浪人生は「就学者を除く家族」の欄に記入してください。
- ② 在学学校名欄は、国・公・私立別を明記し、学校名を記入してください。
- ③ 2020年度授業料免除実施状況欄は、国立大学・国立高専に在学する就学者についてのみ記入してください。

4. 特殊事情について

- ① 母子・父子世帯に該当する世帯は願書該当部分の「有」に○を付してください。
- ② 障害者に該当する者は、次のとおりです。願書該当部分の「有」に○を付してください。
 - ア. 身体障害者福祉法第15条4項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある者と記載されている者又はこれに準じる者
 - イ. 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上に障害のある者
 - ウ. 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者

エ. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、もしくは知的障害のある者と判定される者
 オ. 常に就床を要し、複雑な介護を要する者

③ 災害関係欄は、**東日本大震災、豪雨災害等で被災した世帯など罹災証明書が発行される場合に該当します。**

※ **風水害等の災害を受けた場合は、「罹災証明書」を提出願います。**

④ 夫婦で就学者かつ就業者等の場合は、就学者を除く家族及び就学者の欄両方に必要事項を記入し、それぞれに関して必要書類一覧に該当する書類を提出してください。

⑤ **新型コロナウイルス感染症の影響により、無職・解雇・事業停止等により2021年5月から7月の期間、給与収入等が発生していない場合、または期間中に無職・解雇・事業停止等が発生した場合は別途様式30を提出してください。**

⑥ 独立世帯に該当する者は、以下の条件を満たした人です。

ア. 父母等と別居し住民票に学生本人しか記載されていないこと

イ. 父母等の扶養親族ではなく、自身の被保険者としての健康保険証を有していること

ウ. 給与収入等が103万円以上であること（昨年勤めていた職場を退職し、本学に入学した学生は除く）（日本学生支援機構の奨学金などは給与収入等に含まれません）

エ. 昨年独立生計を営んだ実績があること（日本学術振興会採用者は除く）

別記 授業料免除又は徴収猶予に関する学業及び経済の基準

1. 学業の基準

① 『学年別標準修得単位数』等

学年	1年		2年		3年		4年	
免除申請学期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
単位数	16	31	47	62	78	93	109	

標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B(良)」以上の評価（単位数）が70%以上あること。

② 『学年別標準修得単位数』の注意事項

ア. 前学期までの修得単位数が上記を満たしていること。

イ. 認定単位は、『B(良)」以上の評価』に含まれない。

2. 経済の基準（免除基準）

申請者と同一生計者の世帯収入等から総合的に判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として[4人世帯で家族構成が、父（所得者）・母（無職）・本人（自宅通学・奨学金なし）・弟（公立高校生・自宅通学）とした場合]の例を示します。

	学 部	大学院(修士・博士前期)	大学院(博士後期)
父が給与所得者	659万円以下	689万円以下	832万円以下
父が事業所得者	401万円以下	431万円以下	574万円以下

3. 注意事項

免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を満たしていても必ずしも許可が得られるとは限りません。

《問い合わせ・提出先》

埼玉大学学務部学生支援課奨学支援担当係

住 所：〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

電話番号：048-858-3033

平日 10:00~12:15、13:15~16:00

令和3年度(2021年度)
授業料免除等願

年 月 日

埼玉大学長 殿

学部

課程

研究科

専攻

学籍番号

出願者氏名

電 話 [自宅電話]

()

[携帯電話]

()

〒

出願者住所

私は下記により出願しますので授業料免除をご許可くださいますようお願いいたします。
なお、書類提出にあたり、大学が定めた期限を超過した場合や虚偽が発覚した場合、審査対象から除外されても異存ありません。

【申請条件の確認(申請するにあたりどの条件にあたるかチェックをしてください)】

- 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出できる
- 世帯所得が新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的影響により昨年度または一昨年度の所得と比較し1/2以下となっている

記

事 由

出願時記入不要 No need to fill in

令和3(2021)年度前期の申請を辞退します。 辞退日付(月 日) 署名()

令和3(2021)年度後期の申請を辞退します。 辞退日付(月 日) 署名()

家 計 調 書 [コロナ免除用]

2021 年度前期分・後期分を一括申請します。

2021 年度前期分のみ申請します。

注意：http://www.saitama-u.ac.jp/support/shougaku/ にある「新型コロナウイルス用のしおり」の「家計調書・授業料免除願の記入要領」に従い正確に記入してください。

※印はいずれかを○で囲んでください。

本人	所属 ※	学部 修士 博士前期 博士後期	学籍番号	フリガナ 氏 名	入学年度 年度 (※4月・10月入学)	学年 年次
	通学別 ※	自宅 自宅外				

就学者を除く家族 (日本に居る家族)	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職年数	給与収入等	年金(障害・遺族含む)	その他の所得
	父		才		年 月	千円	千円	千円
	母		才		年 月	千円	千円	千円
			才		年 月	千円	千円	千円
			才		年 月	千円	千円	千円
			才		年 月	千円	千円	千円

就学者(日本に居る家族)	続柄	氏 名	年齢	在学学校名	学年	通学区分	2019 年度授業料免除状況
			才	立		※自 宅 自宅外	前期 ※全免・半免・該当無 ----- 後期 ※全免・半免・該当無
			才	立		※自 宅 自宅外	前期 ※全免・半免・該当無 ----- 後期 ※全免・半免・該当無
			才	立		※自 宅 自宅外	前期 ※全免・半免・該当無 ----- 後期 ※全免・半免・該当無
			才	立		※自 宅 自宅外	前期 ※全免・半免・該当無 ----- 後期 ※全免・半免・該当無

(本人を含む)世帯人数： 人 (申請者本人が実家を離れ一人暮らしをしている場合も、生計を同一にする家族全員の人数を記入)

本人の収入	2021年4月1日～ 2022年3月31日に 受給予定奨学金	有・無 ※	日本学生支援機構	第一種 年額	千円	第二種 年額	千円	
		有・無 ※	その他の奨学金	名称() ※貸与・給付 年額		千円		
				名称() ※貸与・給付 年額			千円	
	アルバイトを含む 給与収入見込	有・無 ※	<u>2021年5月～7月の収入額を 4倍した額を右の欄へ記入</u>					円
	独立生計者・私費留学 生のその他の収入	2021 年見込	<u>2021年5月～7月の収入額を 4倍した額を右の欄へ記入</u>			年金(障害・遺族含む)	仕送り・預金の取崩	その他の所得
	2020 年実績	2020 年度 1 年間の実績を右の欄に記入			千円	千円	千円	
					千円	千円	千円	

母子・父子世帯	有・無 ※	有の場合 母子・父子世帯申立書(様式 6)を添付してください。
障 害 者	有・無 ※	家族の中に対象者がいる場合
災 害 関 係	有・無 ※	有の場合 罹災証明書を添付してください。

※有無が問われている項目について、該当がない場合は必ず無に○をするようお願いいたします。

免除等申請提出書類について

以下指定する書類を提出してください。このリストは提出書類のチェックリストとしてもご使用ください。
 なお、マイナンバーは不要ですので、各種書類はマイナンバーが記載されていないものを提出してください。
 この他にも、特別な事情により別途追加で提出いただく書類が発生する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

全員共通

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者のみ	<input type="checkbox"/>	「授業料免除願・家計調書」	奨学支援担当HP
申請者本人 および 家計支持者（原則父母） 独立生計者（日本人）・私費留学生の申請者は原則本人のみ。配偶者等がいる場合は必要。	<input type="checkbox"/>	「令和3年度所得・課税証明書」（内容は2020年分のもの）（原本） ※所得・課税証明書は全部事項証明もしくは 収入・所得・課税額 が記載されているもの。万が一、課税額しか証明されない場合は、「令和3年度所得証明書」（内容は2020年分のもの）と併せてご提出ください。 <u>※新型コロナウイルスの影響で、2020年度中から申請時点まで継続して収入が下がった状態が続いている者については、令和2年度所得・課税証明証（内容は2019年分のもの）を併せて提出してください。</u>	市区町村役場 発行年度に注意
	<input type="checkbox"/>	海外勤務で住民票がなく、所得課税証明書の取得できない場合、所属の会社に1年間（内容は2020年分のもの）の収入の証明を円標記で作成してもらいご提出ください。	勤め先

本人にかかると書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
独立生計者（日本人）	<input type="checkbox"/>	「健康保険被保険者証本人（被保険者（写）」	/
最短修業年限を超えている者	<input type="checkbox"/>	「推薦書（様式9）」 左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすこと及び指導教員による推薦書（様式9）の提出が必要です。詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。	奨学支援担当HP

その他の書類（該当する場合）

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
母子・父子世帯の場合 （日本人のみ）	<input type="checkbox"/>	「母子・父子世帯申立書（様式6）」	奨学支援担当HP
	<input type="checkbox"/>	母子・父子世帯であることを確認できる書類	書類により異なる
障害者がある場合 （日本人のみ）	<input type="checkbox"/>	都道府県等が発行した「障害者手帳（写）」もしくは「療育手帳（写）」 および最新の「障害年金支払通知書（写）」もしくは「特別児童扶養手当証書（写）」 ※障害年金を受給していない場合は、未受給の申立書（任意様式）を添付してください。	該当者保有 市区町村役場
被災者の場合	<input type="checkbox"/>	「罹災証明書」等 申請時にご相談ください。	市区町村役場

収入の証明

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者本人および家計支持者（原則父母）で新型コロナウイルス感染症の影響により2021年5月から7月の期間に解雇・事業停止等のため給与収入等が発生していない場合または期間中に解雇・事業停止等が発生し無職になった場合	<input type="checkbox"/>	無職・無収入申立書（様式30）	奨学支援係 HP
申請者本人 および家計支持者（原則父母）で新型コロナウイルス感染症の影響による公的支援の受給を受けていた場合	<input type="checkbox"/>	国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する 公的支援の受給証明書（写）*1 。以下は公的支援の例 ○新型コロナウイルス感染症特別貸付 ○小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資） ○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） ○新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付 ○国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	支援を行っている機関
申請者本人 および家計支持者（原則父母）で2021年5月から7月の期間、給与収入・雇用保険等が発生していた場合 独立生計者（日本人）・私費留学生の申請者は原則本人のみ。配偶者等で収入がある場合は必要。	<input type="checkbox"/>	■被雇用者：2021年5～7月の給与明細やそれに準ずる書類 ■自営業主：2021年5～7月の売上帳簿など（ なお、単純な売上額等ではなく、経費等を除き該当者の所得となることが分かるもの ） ■雇用保険（失業手当金）受給者：受給総額のわかる「雇用保険受給資格者証の両面（写）」	書類により異なる

※1 以下の場合は今回の申請における公的支援には該当しません

- ①新型コロナウイルス感染症の影響が理由でないもの
- ②審査を行っていない公的支援（特別定額給付金・NHKの受信料の猶予、児童扶養手当の上乗せなど）
- ③民間の機関が実施している支援（銀行等の借入金返済の猶予、光熱費の猶予など）

提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は**返却いたしません**ので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、**最新のもの**を提出してください。
- 令和3年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）**
 令和3年度所得・課税証明書（内容が2020年分のもの）の発行は原則2021年1月1日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直接役所にお問い合わせください。また、所得・課税証明書は収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）をご提出ください。

無職・無収入申立書

このたびの授業料免除申請をする

(申請者)

(学籍番号：_____) 氏名_____ の

(申立者)

(続柄：_____) 氏名_____ は、

新型コロナウイルス感染症の影響の影響により、2021年5月から7月の期間に（下記のいずれか）

前勤務先（アルバイトも含む）： _____ を退職・就業停止等

事業名等（自営業主等）： _____ を廃業・事業停止等

となったため、一切収入が無いことを申し立てます。

なお、上記の内容に虚偽があった場合、免除の不許可もしくは取消となっても異存ありません。

申請者氏名（自署） _____

申立者氏名（自署） _____